

答申第 794 号

諮問第 1348 号

件名：特別支援教育のうち外国の児童生徒に対するもの等の不開示（不存在）
決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 11 月 5 日及び同月 11 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 12 日及び同月 25 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しているというものである。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、3 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、当該 3 件の不開示決定は、請求内容に共通した事項が含まれており、決定内容及び異議申立ての内容も同一であることから、実施機関は、当該 3 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下も同様とする。）
について

文書 1 の請求対象文書は、開示請求のあった平成 26 年 11 月 5 日時点において愛知県地域振興部国際課（当時。以下「国際課」という。）が管理する文書のうち、平成 24 年度及び平成 25 年度における外国人の児

童生徒に対する特別支援教育の計画、法制度、実践等の文書であると解した。なお、「特別支援教育」は、文部科学省組織令（平成 12 年政令第 251 号）第 39 条第 1 号（当時）に規定するとおり、特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育であると解した。また、「児童生徒」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒の総称であると解した。

イ 文書 2 について

文書 2 の請求対象文書は、開示請求のあった平成 26 年 11 月 5 日時点において国際課が管理する文書のうち、直近における外国人支援のための防災計画であると解した。

ウ 文書 3 について

文書 3 の請求対象文書は、開示請求のあった平成 26 年 11 月 11 日時点において国際課が管理する文書のうち、平成 22 年度から同日までにおける外国人の相談記録であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 について

開示請求があった平成 26 年度は、国際課には課内室として多文化共生推進室があったが、平成 27 年度から、国際課は政策企画局に、多文化共生推進室は県民生活部社会活動推進課の課内室に移管された。

なお、平成 26 年度当時の国際課の事務分掌は、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）の規定により、次のとおり定められていた。

- (ア) 国際化の推進に関する施策の総合的な企画調整に関すること。
- (イ) 国際交流事業に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く。）。
- (ウ) 外国公館等との連絡折衝その他渉外に関すること。
- (エ) 多文化共生社会の形成に関する施策の総合的な企画調整に関すること。
- (オ) 多文化共生推進事業に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く。）。

このうち、(エ)及び(オ)に係る事務は、国際課多文化共生推進室が所管していた。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 8 においては、学校教育に関する事務は教育委員会が所掌することとされている。また、特別支援教育に係る事務については、本県においては、愛知県教育委員会事務局組織規則（昭和 39 年愛知県教育委員会規則第 9 号）第 6 条第 7 項の規定により愛知県教育委員会学習教育部特別支援教育課（以下「特

別支援教育課」という。)が所掌している。

ところで、国際課多文化共生推進室においては、外国人も安心して暮らせ活躍できる地域社会である多文化共生社会づくりの推進に係る事務を行っており、その一環として、外国人の児童生徒が学校外において日本語教育を習得するために必要な事業を行っているものの、学校内における児童生徒に対する教育については所管しておらず、文書 1 に該当する文書を作成することはなかった。

また、文書 1 に該当する文書が国際課多文化共生推進室に送付されたこともなかった。

イ 文書 2 について

防災計画に係る事務については、本県においては、愛知県行政組織規則第 6 条の 2 第 2 項において愛知県防災局防災危機管理課（以下「防災危機管理課」という。）が所掌している。

多文化共生推進室においては、外国人も安心して暮らせ活躍できる地域社会である多文化共生社会づくりの推進に係る事務を行っており、その一環として、外国人が、災害が発生した場合に日本語を十分理解できないこと等が原因で不安を抱えることのないよう、「愛知県災害多言語支援センター」を設置する予定であるが、あくまでも言語面での支援が目的であり、防災計画を策定するものではない。ましてや、平成 26 年度においては、当センターについて、平成 27 年 3 月 30 日に公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）との間で協定は締結したものの、実質的な事務には着手していない。

なお、防災危機管理課が策定している愛知県地域防災計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、県民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。すなわち、当該計画は外国人支援を目的として策定されたものではないため、文書 2 には該当しないものと解した。

また、文書 2 に該当する文書が国際課多文化共生推進室に送付されたこともなかった。

ウ 文書 3 について

国際交流協会においては、多文化共生の地域づくりの一環として、多文化共生センターを運用している。当センターにおいて、外国人相談・多文化ソーシャルワーカー事業を行っており、多文化ソーシャルワーカーが、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語及び日本語の計 5 言語により生活相談を始めとした各種の外国人相談に応じるとともに、複雑

な問題を抱える外国人に対しては継続的な個別支援を行っている。また、特に高度な法律知識を要する相談内容に対応するため、外国人のための無料弁護士相談も行っている。なお、平成 27 年度からは対応言語にフィリピン語／タガログ語が追加されている。

このように、外国人からの相談については、国際交流協会が専門的に行っているものである。

なお、国際交流協会に対しては、国際課が、国際交流及び国際協力・多文化共生に関する啓発及び普及、国際交流に関する調査及び研究等を通じ、県民参加の国際交流の推進を図ることを目的として運営費の補助を行っており、平成 27 年度からは多文化共生推進室が当該補助を所掌している。

このことから明らかなとおり、多文化共生推進室は、外国人の相談事務は行っておらず、仮に外国人から相談があった場合は、当人に対し国際交流協会を相談窓口として案内することにとどまり、その相談記録について多文化共生推進室では把握しておらず、国際交流協会から取得することもない。

なお、他の部局に対して外国人が相談し、当該部局が作成した相談記録が多文化共生推進室に送付されることもあり得るが、文書 3 に該当する文書が国際課多文化共生推進室に送付されたこともなかった。

エ 以上のとおり、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書1について

実施機関によれば、国際課多文化共生推進室においては、外国人も安心して暮らせ活躍できる地域社会である多文化共生社会づくりの推進に係る事務を行っており、その一環として、外国人の児童生徒が学校外において日本語教育を習得するために必要な事業を行っているものの、学校内における児童生徒に対する教育については所管していないとのことである。

児童生徒に対する特別支援教育は、特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級等において実施され、また、愛知県教育委員会事務局組織規則第6条第7項の規定により、特別支援教育の振興に関する事務、特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級及び通級による指導の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事務等を特別支援教育課が所管していることからすれば、国際課において文書1に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 文書2について

実施機関によれば、国際課多文化共生推進室においては、多文化共生社会づくりの推進に係る事務を行っているが、外国人支援のための防災計画は策定していないとのことである。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定に基づき作成されている愛知県地域防災計画は、県民の生命、身体及び財産を守るため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等が定められたもので、外国人のみを対象とした防災計画ではないことからすれば、国際課において文書2に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 文書3について

実施機関によれば、外国人からの相談については、国際交流協会が運営する多文化共生センターにおいて、生活相談を始めとした各種の外国人相談に応じるとともに、複雑な問題を抱える外国人に対して継続的な個別支援をするなど、専門的に行っているとのことである。そして、国際交流協会に対しては、県が運営費を補助しているとのことである。

生活相談を始めとした外国人からの相談は、県が運営費を補助する国際交流協会が、多文化共生センターを運営し、専門的に行っていることからすれば、国際課多文化共生推進室では、外国人の相談事務を行っておらず、また、外国人から相談があった場合にも、同協会を案内するにとどまり、個々の相談記録を同協会から取得していないなどとして、文

書 3 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

国際課に対する開示請求

文書 1 特別支援教育のうち外国の児童生徒に対するもの（計画、法制度、実践等を含む） H24 年度～H25 年度

文書 2 外国人支援のための防災計画 直近のもの

文書 3 外国人の相談記録 H22 年度～H26 年度

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 3. 9	諮問
27. 9. 11	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 9. 18	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 2. 25 (第482回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 5. 11 (第488回審査会)	審議
28. 6. 23 (第491回審査会)	審議
28. 9. 16	答申